

学費と教育条件の公私間格差是正に向けて、私立高等学校への私学助成の
充実を求める意見書

私立高校は、建学の精神と独自の教育理念のもと、特色ある教育を実践し、
公教育の場として大きな役割を果たしています。

しかし、私立高校の学費負担については、国の就学支援金制度や本県独自の
学費軽減制度の拡充により、軽減が図られたものの、依然として重い負担があ
り、公私間に大きな学費格差が存在しています。

また、私立高校の経常経費に対する助成が2分の1以内に限定されてきたた
めに、私立高校の教員構成は年々専任教員が減り続ける一方で、有期契約の常
勤講師がふえるなど、教育条件にも公私間格差が生じています。

よって、国及び県におかれては、学費と教育条件の公私間格差是正を図るた
め、私立高等学校への私学助成を充実されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成29年9月25日

長岡市議会議長 丸 山 勝 総

(あて先)

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、新潟県知事